

軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書

令和元年10月1日から施行される軽自動車税環境性能割の減免については、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により知事において行うこととされているため、当該減免に関する事務について、福岡県（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は次のとおり確認した。

（目的）

第1条 この確認書は、甲と乙が次条に掲げる軽自動車税環境性能割に係る減免要件を確認することにより、甲が行う減免に関する事務の円滑化を図ることを目的とする。

（減免要件）

第2条 軽自動車税環境性能割の減免対象は、別紙「身体障害者等に対する減免」に定める減免の対象とされる軽自動車とする。

（疑義の解決）

第3条 この確認書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの確認に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この内容を証するため、確認書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年 9月9日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事

小川 洋



乙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎



＜身体障害者等に対する減免＞

身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が自ら使用する軽自動車（三輪以上のものをいう。以下「軽自動車」という。）、身体障害者等と生計を一つにする者が使用する軽自動車又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために身体障害者等を常時介護する者が使用する軽自動車に係る軽自動車税環境性能割については、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第15条の規定に準じ、下記のとおり減免の取り扱いをすることとする。

1. 減免の趣旨

身体障害者等が自ら使用する軽自動車、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一つにする者が使用する軽自動車又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が使用する軽自動車は、当該身体障害者等の日常生活にとって不可欠の生活手段になっているので、軽自動車税環境性能割を減免することにより、当該身体障害者等が身体障害又は精神障害を克服し、健全者とともに社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えようとするものである。

2. 減免の対象とされる軽自動車

(1) 次のアからオまでに掲げる障害を有する身体障害者等が取得し、又は所有し、かつ自ら運転する自家用の軽自動車

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「福祉法規則」という。）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

なお、下肢不自由の障害を有する者が、他の部位にも障害を有する場合における下肢不自由の障害の区分の適用については、重複する障害の合算後の等級によること。

障害の区分		障害の級別
視覚障害		2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級

心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者（アに該当する者を除く。以下同じ。）で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める「重度障害ノ程度」又は第1号表ノ3に定める「障害ノ程度」に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声又は言語機能の障害	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

ウ 療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の障害の程度欄に「A1」「A2」「A3」（「A」を含む。）及び「B1」と表示された知的障害者

エ ウには該当しないが、知能指数50以下の知的障害者で日常生活において常時介護を要する程度の障害を有する者と障がい者更生相談所において判定されたもの

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に

定める1級の障害を有するもの

- (2) (8) のアからオまでに掲げる障害を有する身体障害者等が取得し、又は所有する軽自動車で、その者が生計の資を得るため、又はその者の通学、通園、通所、通院若しくは日常生活の用に使用するため、その者と生計を一つにする者で同居する者が運転する自家用のもの
- (3) (8) のアからオまでに掲げる障害を有し、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得し、又は所有する軽自動車で、その者が生計の資を得るため、又はその者の通学、通園、通所、通院若しくは日常生活の用に使用するため、その者を常時介護する者が運転する自家用のもの
- (4) (8) のア（視覚障害を除く。）及びイからオまで並びに（1）のア（視覚障害以外を除く。）に掲げる障害を有する身体障害者等と生計を一つにする者で同居する者が取得し、又は所有する軽自動車で、その身体障害者等が、生計の資を得るため、又は通学、通園、通所、通院若しくは日常生活の用に使用するため、自ら運転する自家用のもの
- (5) (8) のアからオまでに掲げる障害を有する身体障害者等と生計を一つにする者で同居する者が取得し、又は所有する軽自動車で、その身体障害者等が生計の資を得るため、又はその者の通学、通園、通所、通院若しくは日常生活の用に使用するため、生計を一つにする者で同居する者が運転する自家用のもの
- (6) (8) のアからオまでに掲げる障害を有する身体障害者等が取得し、又は所有する軽自動車で、その者が生計の資を得るため、又は専らその者の通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その者と生計を一つにする者で別居する者が運転する自家用のもの
- (7) (8) のア（視覚障害を除く。）及びイからオまで並びに（1）のア（視覚障害以外を除く。）に掲げる障害を有する身体障害者等と生計を一つにする者で別居する者が取得し、又は所有する軽自動車で、その身体障害者等が、生計の資を得るため、又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、自ら運転する自家用のもの
- (8) 次のアからオまでに掲げる障害を有する身体障害者等と生計を一つにする者で別居する者が取得し、又は所有する軽自動車で、その身体障害者等が生計の資を得るため、又は専らその者の通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、生計を一つにする者で別居する者が運転する自家用のもの
- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる福祉法規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

なお、下肢不自由の障害を有する者が、他の部位にも障害を有する場合における下肢不自由の障害の区分の適用については、重複する障害の合算後の等級によること。

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2に定める「重度障害ノ程度」に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声又は言語機能の障害	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

ウ 療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の障害の程度欄に「A1」「A2」「A3」（「A」を含む。）及び「B1」と表示された知的障害（児）者

エ ウには該当しないが、知能指数5.0以下の知的障害（児）者で日常生活において常時介護を要する程度の障害を有する者と児童相談所又は障がい者更生相談所において判定されたもの

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(9) 身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる特別な構造を有した自家用又は営業用の軽自動車

(10) 身体障害者等の利用に供するための特別な構造を有した(9)以外の自家用又は営業用の軽自動車

(11) 身体障害者等が専ら運転するための特別な構造を有した営業用の軽自動車

3 減免台数等

(1) 2の(1)から(8)までに該当する軽自動車についての減免は、軽自動車の使用により便益を受ける身体障害者等1人につき1台に限るものとする。なお、自動車税環境性能割・種別割について同種減免を受けている場合は、軽自動車税環境性能割の減免を受けているものとみなす。

(2) 2の(9)から(11)までに該当する軽自動車については、減免を行う軽自動車の台数の制限はしないものとする。

(3) 2の(1)から(8)までに該当する軽自動車と2の(9)に該当する軽自動車について、その使用により便益を受ける身体障害者等が同一人であり、減免が重複することとなる場合は、2の(9)に該当する軽自動車のみについて減免を行うものとする。

4 減免額

(1) 2の(1)から(8)までに該当する軽自動車については、課税標準額300万円に当該軽自動車の適用税率を乗じた額を上限として減免するものとする。なお、当該軽自動車の取得価額に身体障害者等の利用に供するための特別な構造又は身体障害者等が専ら運転するための特別な構造に要した金額が含まれる場合においては、当該金額に当該軽自動車に係る税率を乗じて得た額に相当する額を当該上限にかかわらず減免できるものとする。

(2) 2の(9)に該当する軽自動車については、全額を減免するものとする。

(3) 2の(10)又は(11)に該当する軽自動車については、当該軽自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための特別な構造又は身体障害者等が専ら運転するための特別な構造に要した金額に当該軽自動車に係る税率を乗じて得た額に相当する額とする。

5 認定基準

- (1) 「身体障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者、戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者、知的障害（児）者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者をいう。
- (2) 「生計を一つにする者」とは、同一世帯に属する3親等以内の親族及び同一世帯に属していないが、健康保険法（大正11年法律第70号）において当該身体障害者等を被扶養者と認定されている被保険者をいう。
- (3) 「生計を一つにする者で同居する者」とは、同一世帯に属する3親等以内の親族及び当該身体障害者等と住民票上の世帯は異なるが、住民票の住所地が同一で、かつ3親等以内の親族をいう。
- (4) 「生計を一つにする者で別居する者」とは、同一世帯に属していないが、健康保険法において当該身体障害者等を被扶養者と認定されている被保険者をいう。
- (5) 「常時介護する者」とは、当該身体障害者等が取得し、又は所有する軽自動車専ら身体障害者等のために継続して日常的に運転する者であって、当該身体障害者等の住所地を所管する福祉事務所長若しくは保健所長又は当該住所地の市町村長の確認を受けたものをいう。
- (6) 「専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用する軽自動車」とは、当該身体障害者等が通学、通園、通所又は通院に当たり常時不可欠のものとして使用する軽自動車をいう。
- (7) 「身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる特別な構造を有した自家用又は営業用の軽自動車」とは、車椅子の昇降装置、固定装置若しくは浴槽を装着する特別の仕様により製造された軽自動車又は一般の軽自動車に同種の構造変更が加えられた軽自動車をいうものであるが、自動車検査証において車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、「入浴車」又は「入浴・寝具乾燥車」と表示された軽自動車については、身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認定して差し支えないものとする。
- (8) 「身体障害者等の利用に供するための特別な構造を有した2の(9)以外の自家用又は営業用の軽自動車」とは、(7)と同種の特別の仕様により製造された軽自動車又は一般の軽自動車に同種の構造変更が加えられた軽自動車であって、身体障害者等の利用にのみ供されるのではなく、その他の利用にも併せて供される軽自動車をいう。
- (9) 「身体障害者等が専ら運転するための特別な構造を有した営業用の軽自動車」とは、身体障害者等のために運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造された軽自動車又は一般の軽自動車に同種の構造変更が加えられた軽自動車であって、タクシー等の用途に供される軽自動車をいう。
- (10) 「身体障害者等の利用に供するための特別な構造又は身体障害者等が専ら運転するための特別な構造に要した金額」に係る減免額の算定は次によること。
{(当該軽自動車の取得価額) - (課税標準基準額及び税額一覧表における当該軽自

動車の課税標準基準額) } × 税率 = 減免額

算式中の「当該軽自動車の取得価額」は、課税標準基準額及び税額一覧表における当該軽自動車の課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更に必要な金額を加算して得た額をいう。

なお、課税標準基準額及び税額一覧表に登載されていない軽自動車に係る減免額の算定については、当該軽自動車と型式、乗車定員、仕様等が同一又は類似の軽自動車で構造変更前の軽自動車の取得価額を控除して得た額によることとして差し支えないものとする。

※ 課税標準基準額及び税額一覧表は、財団法人地方財務協会が発行する「自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表」及び「トラックの表示価格一覧表」とする。

- (11) 通学、通園、通所又は通院していることの証明のうち「これらに類する施設の長の証明書」とは、国又は地方公共団体が実施（委託実施を含む。）又は費用負担（一部助成を含む。）をする保健福祉事業が行われる施設の長の証明書とする。

